

京都市休日急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第158号

京都市休日急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市休日急病診療所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(手数料)

第1条 京都市休日急病診療所条例（以下「条例」という。）第6条第1項に規定する別に定める手数料は、別表のとおりとする。

第2条の見出し中「使用料等の」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「使用料等」を「手数料」に改め、同項第1号中「使用料等」を「手数料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第7条」を「第8条第2項」に、「使用料等」を「手数料」に、「当該事由」を「当該理由」に、「添えて」を「添えて、」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条第1項の規定により診療所の利用に係る料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、管理受託者（条例第9条の規定に基づき診療所の管理の委託を受けた団体をいう。）に提出しなければならない。

別表備考3中「既応症」を「既往症」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。